



「喫煙可能室」を設置した施設の管理権原者の皆様へ

喫煙可能室設置にあたっての留意事項

「既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類」を備え保存する義務があります

喫煙可能室を設置した施設の管理権原者は、既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類を備え、保存しなければなりません。

健康増進法抜粋

「既存特定飲食提供施設」とは、この法律の施行の際現に存する第二種施設（新法第二十八条第六号に規定する第二種施設をいう。）のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次の各号に掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が百平方メートルを超えるものを除く。）をいう。

- 一 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社をいう。次号において同じ。）
- 二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、次に掲げるもの
 - イ 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上を有する会社
 - ロ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上を有する会社（イに掲げるものを除く。）

必要書類

- ① 「客席面積が100平方メートルを超えるもの」に該当しないこと証明する書類
例：客席面積※がわかるもの（店舗図面） など

※客席：店舗全体のうち客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員スペース等を除いた部分を指す

- ② 各号（上記一及び二）に掲げるいずれかの会社により営まれるものに該当しないことを証明する書類
例：資本金額、出資総額が記載された登記、貸借対照表、決算書 など

上記①、②を証明できない場合には喫煙可能室を設置することができません

届出事項に変更が生じた場合には、変更/廃止の届出を行ってください

施設の名称及び所在地、管理権原者の氏名及び住所など、喫煙可能室設置届出書に記載した事項に変更が生じた場合には「変更届出書」を、喫煙可能室を廃止した場合には「廃止届出書」の届出を行ってください。なお、状況の変更により、既存特定飲食提供施設の要件を満たさなくなった場合は「喫煙可能室」を設置できなくなります。

必要な事項が記載された標識を掲示してください

標識は厚生労働省ホームページからダウンロードが可能です

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

受動喫煙対策に関する相談・届出先 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課

電話：0263-40-1938 FAX：0263-47-9293 Email：matsuho-kenko@pref.nagano.lg.jp